**記 者 発 表 資 料**

令 和 ７ 年 ２ 月 １ ４ 日
東 北 地 方 整 備 局

# 有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住所 |
|---|---|
| 大林道路株式会社 | 東京都千代田区神田猿楽町２－８－８ |

２．指名停止措置期間

令和７年２月１４日　～　令和７年３月１３日　　（　１ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

４．事実概要

大林道路株式会社は、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所（釜石営業所ほか）の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第２８条第１項本文に該当すると認められるとして、令和６年１２月２０日、建設業許可部局である関東地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。

５．指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１３号に該当する。

また、同要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

| 措　置　要　件 | 期　間 |
|---|---|
| （建設業法違反行為）<br>13　当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

＜発表記者会：岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞


問い合せ先

国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課　　課長　　川﨑（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）

建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）

総務部　経理調達課　　課長　　千葉（ちば）　哲哉（てつや）　（内線　6551）

○は本件の主務課です。